

## 第 5 章 計画の基本的な考え方（案）



## 1. 基本理念

### 子どもの豊かな成長を ともに支えはぐくむまち 守口

守口市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、家庭、地域、事業者、行政が協働して全ての子育て世帯へ温かいエールを送ってきました。

これからも守口市のすべての子どもたちの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちで家庭を持ち、子どもを育てたいといってもらえるようなまちづくりを目指していくため、本計画では第一期計画の基本理念を踏襲することとし、引続き、子育て世帯に優しいまちづくりを目指します。

## 2. 基本的な視点と重点方針

### (1) 基本的な視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、以下の6つの視点から総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

#### ①子どもの視点

一人ひとりの子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、生きている喜びや充実感が得られるような経験を積み重ねることによって、子どもの自尊感情を育み、豊かな学びと成長へつながるよう、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重し、子どもの視点に立った取組みを推進していきます。

#### ②次代を担う人材を育成する視点

子どもは次代の親であり、これからの社会を支えていく人材であることを踏まえ、子どもが自然とのふれあいや他人との多様なかかわりの中で、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を養うとともに、生涯にわたる学習の基礎をつくる力を培うための支援が重要です。

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況等にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供することは大人世代の責任であるという認識の下、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組みを進めます。

#### ③子育て家庭を支援する視点

自身が親になるまで、乳幼児と接した経験がほとんどなく、子育てについて不安を抱いている保護者や、身近なところで子育てについての悩みを相談する相手が少なく、孤立してしまう保護者もみられます。専門的な知識や技術、豊富な経験を持つ人材を確保し、相談機能の充実や経済的支援等を実施することで、子育てに関する不安や子育ての孤立の解消を図り、子育て

を通じて親自身も成長し、子育ての責任を果たしつつ喜びも実感できるよう取組みを進めます。

また、子育て世代包括支援センターを中心に、子育て家庭に寄り添った妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。

### ④地域社会全体での支援の視点

子どもは「社会の宝」であり、「未来への希望」です。子育ての第一義的な責任は保護者にあるものの、地域の中で多くの大人たちに見守られて育つことは、子どもの社会性の発達や他人との温かい人間関係を築くための土台となります。

子どもと子育て家庭への支援は広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割を認識し、協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

また、特に支援が必要な子どもと家庭に対しては、子どもの権利を擁護する観点からさまざまな地域資源を活用し、重層的なセーフティネットを確保する取組みを推進します。

### ⑤子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上の視点

子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度以降、本市が国に先駆けて実施した幼児教育・保育の無償化施策も相まって、保育の利用ニーズは確実に増大しており、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整えるため、新たな保育施設の開設など大幅な利用定員拡充に努めてきました。今後も引き続き、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様なサービスを提供します。また、子どもに携わる人材の資質向上や教育・保育環境の整備など、子どもが豊かに育つ環境を整えるため、様々な角度から質の向上に向けた取組みを推進します。

### ⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

近年、女性の就労率は年々上昇しており、子育て期間中も継続して就労する女性が増えています。また、国においても、長時間労働の是正やそれぞれの事情に応じて労働者が多様で柔軟な働き方を選択できるような社会を実現するため働き方改革を推進しています。

就労を希望する男女がともに、仕事と家庭生活の両方を充実させることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みを推進します。

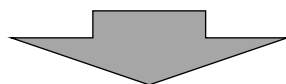
## (2) 重点方針

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は子どもの教育の原点であり、出発点であるという認識のもと、さまざまなニーズを有する子育て家庭に対して支援を行っていく必要があります。

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが重要です。

守口市では、全ての子どもと子育て世帯への支援として、次の5つの重点方針を定めます。

- ① 母の妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を行います。また、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者への学びの支援を行います。
- ② 保育が必要な世帯のための保育の受け皿を確保し、仕事と家庭の両立を支援します。また、3～5歳児については、認定こども園、幼稚園および保育所において質の高い教育・保育を受ける機会を確保します。
- ③ 就学前の子どもに対する教育・保育の提供が高い公共性を有することを踏まえ、民間施設および公立施設がともに質の高い教育・保育の提供を実現するために必要な施策の推進を図ります。なお、公立施設にあつては、少数ニーズ等公立施設でなければ提供が困難なサービスも含めセーフティーネットとしての機能と地域子育て支援に関する機能を強化します。
- ④ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっていること等を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、在宅子育て家庭を含めた全ての子育て世帯を支援します。また、その際には、行政だけでなく、地域社会をはじめとした社会全体で支援を行います。
- ⑤ 全ての家庭及び子どもを対象に、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えます。



「子育て世帯へ優しいまちづくり」で定住を促進

### 3. 計画の体系

基本理念の実現に向け、6つの施策目標を設定し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の枠組みの確立を目指します。また、6つの施策目標を更に推進項目として展開し、その内容に沿った事業・取組みの内容や今後の展開を示し、推進していきます。

第二期計画における体系図は次項のとおりです。

【第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の体系】

